

国立大学法人鳴門教育大学旅費規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 26 号

改正 平成18年 4 月 1 日規程第46号

平成19年11月 8 日規程第73号

平成22年 3 月24日規程第73号

平成28年 3 月23日規程第29号

令和 元年 9 月26日規程第91号

令和 5 年 5 月10日規程第21号

令和 6 年10月 9 日規程第35号

令和 8 年 3 月27日規程第78号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の業務及び本学に所属する者が個人の研究又は研鑽のため旅行する者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 本学が国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（平成16年規程第8号）の適用を受ける役員及び国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員（以下「役職員」という。）又は役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、別の定めがある場合を除く外、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 役職員が業務のため一時その勤務部署（常時勤務することを要しない役職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された、又は国立大学法人鳴門教育大学職員出向規程第10条第2号の規定により帰任する役職員がその採用又は帰任に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務部署に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

2 この規程において「旅行者」とは、第4条の規定に定める旅行命令又は旅行依頼に基づき旅行する者をいう。

3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員以外の者が、本学の依頼に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

3 次の各号に掲げる者が、自己の研究又は研鑽のため旅行を行う場合は、その者に対し、学長が必要と認められる範囲において旅費を支給することができる。

(1) 役職員のうち、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。以下同じ。）又は助教（以下、「大学教員」という。）

(2) 本学学生、大学院生又は兵庫教育大学連合大学院院生（本学に籍を置く院生に限る。）のうち、当該学生等を指導する教員が旅行することを必要と認めた者

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は変更された場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

5 前4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他本人の責に帰すべきでない事情により、仮払いを受けた旅費額（仮払いを受けなかった場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の行う手続き（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

(3) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅費支給伺

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 勤務地以外の旅行について旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する

には、旅行命令書、旅行依頼書又は旅費支給伺（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項の記載をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項の記載をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書きの規定により旅行命令書等を提示しなかった場合には、できるだけすみやかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項の記載をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項、その他の必要な事項は、別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

10 旅行雑費は、次に掲げるものについて、実費額により支給する。

（1）外国への出張又は赴任に伴う雑費

（2）第3条第3項の規定によるものであって、学会・研修会・講習会等への参加に必要な参加・講習料

（旅費の計算）

第7条 旅費は、合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により合理的かつ

経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅行者が別表3に掲げる行先における往復旅行をした場合の旅費は、別表3に定める定額を支給する。

第8条 旅行者は、前条に定める範囲内で、旅行代理店等による鉄道、船、航空機、バス及び宿泊施設等の一括旅行手配旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。

- 2 前項のパック旅行を利用する場合の旅費は、第6条第2項から第5項及び第7項に定める旅費に代えて、パック旅行の実費額(ただし、食事代に相当する額は除く。)及び日当とする。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第10条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第11条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第12条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における事業年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費(仮払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、出張報告書に必要な資料を添えて、これを旅行命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式は、別に定める。
(役職員以外の者の旅費)

第15条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、別に定める旅費とする。

第2章 内国旅行の旅費 (鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃のほか、次の各号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- (1) 急行料金を徴する線路による旅行をする場合には、急行料金
 - (2) 特別車両料金を徴する線路による旅行をする場合には、特別車両料金
 - (3) 座席指定料金を徴する線路による旅行をする場合には、座席指定料金
- 2 第1項第2号に規定する特別車両料金は、役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者に限り、支給することができる。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員については最上級の運賃、職員及び役職員以外の者については最上級の直近下位の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 役員が第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

- 2 役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者が特別の運賃を必要とする座席を利用した場合には、前項に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給することができる。

(車賃)

第19条 車賃の額は、その乗車に要するバスの運賃とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりバスの運賃で支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(日当)

第20条 日当の額は、別表1の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、別表1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から新勤務地までの路程に応じた別表2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - イ 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額
 - ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額
 - ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前条第1項第3号の規定に該当する場合には、前号の規定に準じて計算した額
- (3) 第1号イからハまでの規定により日当及び宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(県内旅行の旅費)

第24条 勤務地を出発地かつ帰着地とする県内の旅行(一の旅行において、複数の勤務地がある旅行は除く。)の場合には、別表3の定額を旅費として支給する。

2 前項の場合において宿泊を伴うときは、その出張の日数に応じた日当(目的地に到着した日の日当を除く。)及び泊数に応じた宿泊料を加算して支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃又は車賃を要する場合は、その超える部分の金額を別表3の定額に加算して支給する。

4 旅行命令権者は、旅行者が県内旅行において、同月内に同一行程及び同一予算で複数回旅行する場合は、1月分を取りまとめて旅行命令等を発することができる。

(勤務地以外の同一地域内旅行の旅費)

第25条 勤務地以外の同一地域における旅行については、旅費を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給することができる。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については、本章に規定するところによる。

2 前項の場合において、第23条第1項の規定の適用については、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を住所又は居所とみなす。

(鉄道賃)

第27条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員については、最上級の運賃

ロ 職員及び役職員以外の者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第28条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員については最上級の直近下位の級の運賃、職員及び役職員以外の者については役員について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、役員については中級の運賃、職員及び役職員以外の者については下級の運賃

ハ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第29条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員及び8時間以上にわたる航空路による旅行（以下「特定航空旅行」という。）をする者については、最上級の直近下位の運賃

ロ 職員及び役職員以外の者（イに該当する者を除く。）については、最下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員及び特定航空旅行をする者については、上級の運賃

ロ 職員及び役職員以外の者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当及び宿泊料)

第30条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表4の定額による。

2 第27条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表4の定額の10分の7に相当する額によ

る。

- 3 第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

(移転料)

第31条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を住所又は居所から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、住所又は居所から新勤務地までの路程に応じた別表5の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- (2) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として別に定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ別に定める額に相当する額を加算した額

- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

- 3 第23条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について、準用する。

(扶養親族移転料)

第32条 扶養親族移転料は、赴任の際旅行命令権者の許可を受け、扶養親族を住所又は居所から新勤務地まで随伴する場合に支給する。

- 2 前項の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

- (1) 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額
- (2) 12歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額
- (3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- 3 第23条第1項第3号及び第2項の規定は、前項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料（査証を取得する場合の代行手数料を含む。）、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、出入国税、海外旅行保険料、その他出入国に伴う費用の実費額による。

(勤務地以外の同一地域内旅行の旅費)

第34条 第25条の規定は、外国の勤務地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第35条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の規程等の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の規程等の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第36条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号。）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又はこの規程により支給する旅費が労働基準法第15条第3項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 この規程に定めのない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに文部科学省が所管する各種旅費に関する規程及び通達等に準じて、別途旅費を支給することができる。

(実施規定)

第37条 この規程の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、改正後の第21条の甲地方に係る改正規程は、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月9日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和8年4月1日から施行する。

別表 1 日当及び宿泊料（第 20 条，第 21 条関係）

旅費の 種類	摘 要	金 額		
		A 地区	B 地区	C 地区
日 当	旅行中の日数に応じた 1 日あたりの定額	2, 3 0 0 円		
宿泊料	旅行中の日数に応じた 1 夜あたりの定額	1 7, 5 0 0 円	1 3, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円

備考 1. 表中の「A地区，B地区，C地区」とは，次の都道府県とする。

(1) A地区

新潟県，神奈川県，千葉県，福岡県，京都府，埼玉県，東京都

(2) B地区

宮崎県，山梨県，鹿児島県，兵庫県，岐阜県，広島県，大阪府，北海道，
熊本県，香川県

(3) C地区

山口県，鳥取県，福島県，岩手県，三重県，静岡県，石川県，島根県，
愛媛県，岡山県，宮城県，群馬県，山形県，徳島県，栃木県，福井県，
愛知県，茨城県，沖縄県，高知県，佐賀県，滋賀県，秋田県，青森県，
大分県，長崎県，長野県，奈良県，富山県，和歌山県

別表 2 移転料（第 22 条関係）

鉄道	50km 未満	108, 000 円
鉄道	50km 以上 100km 未満	124, 000 円
鉄道	100km 以上 300km 未満	154, 000 円
鉄道	300km 以上 500km 未満	190, 000 円
鉄道	500km 以上 1, 000km 未満	252, 000 円
鉄道	1, 000km 以上 1, 500km 未満	264, 000 円
鉄道	1, 500km 以上 2, 000km 未満	283, 000 円
鉄道	2, 000km 以上	329, 000 円

別表 3 県内旅行の旅費（第 24 条関係）

行先	最寄り駅（バス停）	勤 務 地	
		鳴門市	徳島市
鳴門市	鳴門	1, 150 円	2, 010 円
徳島市	徳島駅	2, 010 円	1, 150 円
板野町	板野駅	2, 010 円	2, 010 円
松茂町	広島	1, 910 円	2, 090 円
北島町	南中村	2, 070 円	1, 930 円
藍住町	勝瑞駅	1, 810 円	1, 710 円
上板町	上板役場前	2, 810 円	2, 750 円

石井町	石井駅	2,410 円	1,810 円
神山町	寄井東	4,410 円	3,550 円
佐那河内村	中辺	3,450 円	2,590 円
吉野川市	鴨島駅	2,850 円	2,210 円
阿波市	阿波山川駅	3,630 円	2,630 円
美馬市	穴吹駅	3,630 円	3,110 円
つるぎ町	貞光駅	4,430 円	3,630 円
東みよし町	阿波加茂駅	4,810 円	4,010 円
三好市	阿波池田駅	5,170 円	4,810 円
小松島市	南小松島駅	2,630 円	1,810 円
阿南市	阿南駅	3,310 円	2,410 円
勝浦町	勝浦町役場前	3,930 円	3,070 円
上勝町	横峯橋	4,910 円	4,050 円
那賀町	那賀町役場前	4,790 円	4,010 円
美波町	日和佐駅	4,430 円	3,630 円
牟岐町	牟岐駅	5,170 円	4,430 円
海陽町	阿波海南駅	5,770 円	4,810 円

別表４ 日当及び宿泊料（第３０条関係）

旅費の 種類	摘 要	金 額	
		A 地区	B 地区
日 当	旅行中の日数に応じた１日あたりの定額	6, 2 0 0 円	4, 3 0 0 円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた１夜あたりの定額	3 4, 1 0 0 円	2 1, 2 0 0 円

備考 １．表中の「A地区、B地区」とは、次の地域及び都市とする。

(1) A地区

北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周 辺の

島しょ

都市 シンガポール、モスクワ、アビジャン

(2) B 地区

A 地区以外の地区

2. 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，B 地区につき定める定額とする。

別表 5 移転料（第 3 1 条関係）

鉄道	100km 未満	117,000 円
鉄道	100km 以上 500km 未満	156,000 円
鉄道	500km 以上 1,000km 未満	223,000 円
鉄道	1,000km 以上 1,500km 未満	280,000 円
鉄道	1,500km 以上 2,000km 未満	352,000 円
鉄道	2,000km 以上 5,000km 未満	433,000 円
鉄道	5,000km 以上 10,000km 未満	477,000 円
鉄道	10,000km 以上 15,000km 未満	521,000 円
鉄道	15,000km 以上 20,000km 未満	564,000 円
鉄道	20,000km 以上	609,000 円